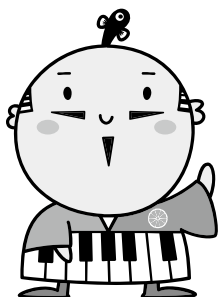


令和6年度

個人住民税のあらまし



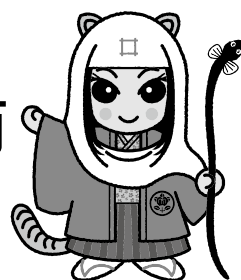
出世大名
家康くん



© 浜松市



浜松市



出世法師
直虎ちゃん

© 浜松市

個人市・県民税・森林環境税のお問合せ

1 内容により、次のとおりお問合せください。

内 容	電話番号(浜松053)	担当課・グループ
個人市・県民税の申告や賦課及び森林環境税に関すること	457-2145	市民税課 個人市民税第1～4グループ
個人市・県民税の特別徴収に関すること	457-2142	市民税課 特別徴収グループ
個人市・県民税の課税証明や所得証明に関すること	457-2144	市民税課 管理グループ
個人市・県民税の納税証明に関すること	457-2268	収納対策課 審査グループ
個人市・県民税の納付や口座振替に関すること	457-2261	税務総務課

※ その他の市税に関するお問合せ先はP20の「11その他の税金」をご覧ください。

2 ホームページをご覧ください

浜松市のホームページでは、市税の詳しい内容を確認したり、申請書等の様式をダウンロードしたりすることができます。また、最新の情報もお知らせしています。ご利用ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kurashi-tetsuzuki/zeikin/index.html>

浜松市トップ → 「手続き・くらし」 → 税金



目 次

	ページ
1 税金を納める人	1
2 税金がかからない人	1
3 税額の算出方法	2
4 課税の特例(分離課税)	8
5 申告	10
6 納税の方法	10
7 個人市・県民税・森林環境税の計算例	12
8 税制改正のお知らせ	15
9 Q & A (お答えします)	17
10 市税の証明が欲しい場合	18
11 その他の税金	20

浜松市は、市民のみなさんの日常生活と密接に結びついた行政サービスを行っています。そのための費用は、できるだけ多くのみなさんに負担していただくのが望ましい姿です。市民税は、このような性格を最もよく表している代表的な税金であり、一般的に市民税と県民税をあわせて**住民税**と呼ばれています。また、市民税には、**個人市民税**と**法人市民税**があり、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する**均等割**と、その人の所得金額に応じて負担する**所得割**（個人）・**法人税割**（法人）があります。

個人市・県民税

{森林環境税（国税）}



1 税金を納める人

納税義務者	均等割	所得割	森林環境税
市内に住所を有する人	○	○	○
区内に事務所、事業所又は家屋敷をもっている人で、その区内に住所を有しない人	○	—	—

※ 毎年1月1日（賦課期日）現在の状況で判断します。

2 税金がかからない人

区 分	条 件
均等割・所得割、 森林環境税いずれ もかからない	① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ② 未成年者（未婚）※1、 障がい者、ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の人 ③ 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 $31万5千円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10万円 + 18万9千円$ ※2
所得割だけが かからない	① 所得控除の合計額が総所得金額等を上回る人 ② 前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10万円 + 32万円$ ※3

※1 未成年とは、賦課期日現在年齢18歳に達しない人をいいます。

※2 18万9千円は同一生計配偶者又は扶養親族のある人に対してのみ加算されます。

※3 32万円は同一生計配偶者又は扶養親族のある人に対してのみ加算されます。

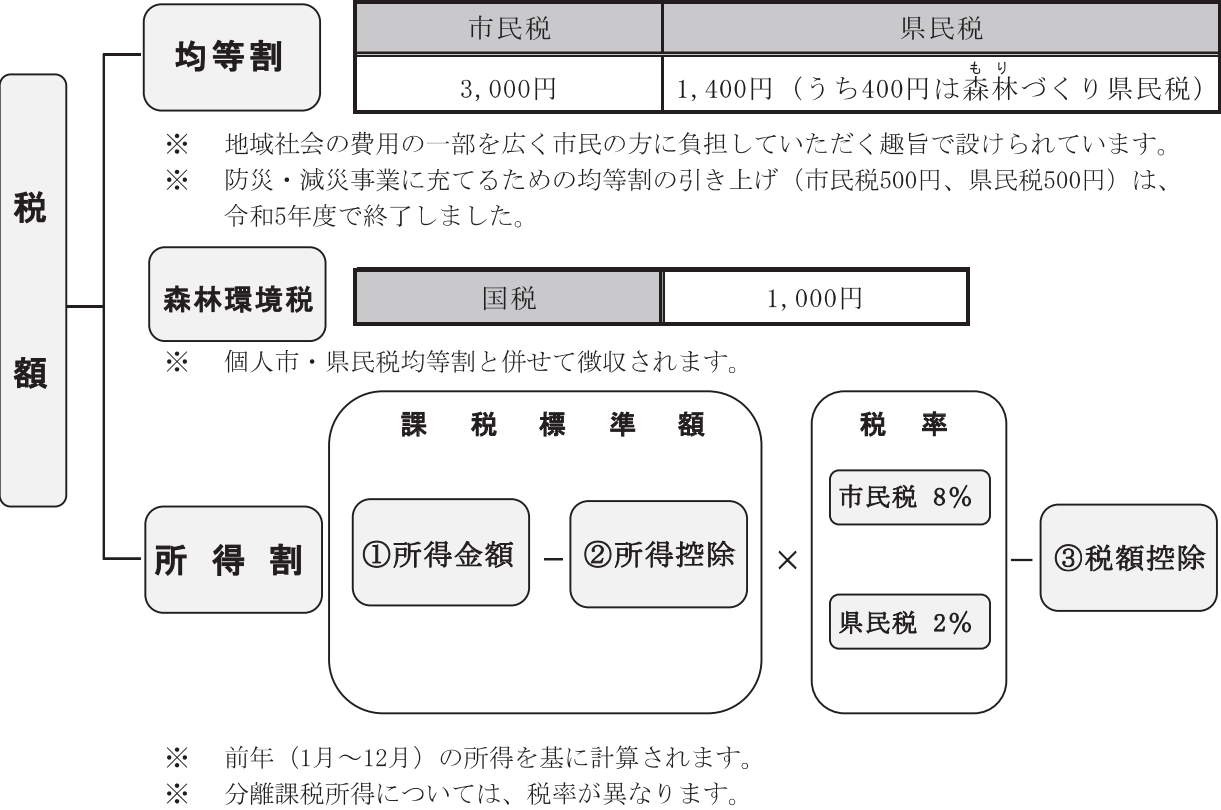
ワンポイントアドバイス

合計所得金額と総所得金額等とは？

「合計所得金額」… 不動産所得、事業所得、給与所得などの各所得の金額を合計した金額

「総所得金額等」… 上記の合計所得金額から損失の繰越控除をした後の金額

3 税額の算出方法



①所得金額の計算方法

所得金額は、収入からその収入を得るために要した費用等を差し引いて計算します。計算方法は、所得の種類に応じて次のとおりとなっています。

所得の種類		所得金額の計算方法
給与所得	お勤めの人の給料、ボーナスなど	収入金額－給与所得控除額 (P3「給与所得を求めるには」参照)
雑所得	公的年金など	収入金額－公的年金等控除額 (P3「公的年金等の雑所得を求めるには」参照)
	原稿料や食料品の配達などの副収入 個人年金などで他の所得にあてはまらないもの	収入金額－必要経費
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	株式の配当、証券投資信託の分配金など	収入金額－株式など元本所得のために要した負債の利子
不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額－必要経費
事業所得	事業から生じる所得	収入金額－必要経費
一時所得	生命保険の満期金、賞金、競馬などの払戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額 (1/2が課税対象となります)
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2 (P8「退職所得の課税の特例」参照)
山林所得	山林や立木などを売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	土地・建物等の資産を売って得た所得	収入金額－(土地・建物等取得費、譲渡費用)－特別控除額

●給与所得を求めるには

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いた額になります。具体的には、下の「給与所得の計算表」にあてはめて計算します。（1円未満切捨て）

給与等の収入金額	端数調整	給与所得の金額
551,000円未満		0円
～1,618,999円		収入金額－550,000円
～1,619,999円		1,069,000円
～1,621,999円		1,070,000円
～1,623,999円		1,072,000円
～1,627,999円		1,074,000円
～1,799,999円	収入金額÷4 (千円未満切捨て) ＝A	A×2.4＋100,000円
～3,599,999円		A×2.8－80,000円
～6,599,999円		A×3.2－440,000円
～8,499,999円		収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額－1,950,000円

●所得金額調整控除

子育て世代や特別障害者である扶養親族等を有する者等と、給与所得と年金所得の両方の所得を有する者に対して、給与所得控除額の引下げと基礎控除額の引上げの影響による負担増が生じないように、一定額を給与所得の金額から控除するものです。（控除額は1円未満切上げ）

ア 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する。
- ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する。

控除額＝〔給与等の収入額（1,000万円が限度）－850万円〕×10％

※上限15万円

イ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計金額が10万円を超える場合

控除額＝〔給与所得控除後の給与等の金額（10万円が限度）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円が限度）〕－10万円

※上限10万円

●公的年金等の雑所得を求めるには

公的年金等の雑所得の金額は、収入金額から公的年金等控除額を差し引いた額になります。具体的には、下の「公的年金等に係る雑所得の計算表」にあてはめて計算します。（1円未満切捨て）

年 齢	年金の 収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (昭和34年1月1日 以前生まれ)	330万円未満	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円
	410万円未満	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
	770万円未満	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円
	1,000万円未満	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円
65歳未満 (昭和34年1月2日 以後生まれ)	130万円未満	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円
	410万円未満	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
	770万円未満	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円
	1,000万円未満	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円

②所得控除

所得控除とは、個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めるために、生計を一にする配偶者や扶養親族の有無・病気や災害などで臨時的な支出の有無など、所得金額から差し引かれるものをいいます。

種 類	適用される場合	控除額																																					
基礎控除	あなたの合計所得金額が一定額以下の場合に適用 合計所得金額 2,400万円以下	43万円																																					
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																					
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																					
扶養控除	生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の16歳以上の扶養親族がいる場合（一般の控除対象扶養親族）	1人につき 33万円																																					
	ただし、扶養親族が19歳以上23歳未満の場合（特定扶養親族）	45万円																																					
	ただし、70歳以上の場合（老人扶養親族）	38万円																																					
	ただし、70歳以上の父母等で同居の場合（同居老親等）	45万円																																					
障害者控除	あなたや、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合	1人につき 26万円																																					
	ただし、特別障害者である場合	30万円																																					
	ただし、同一生計配偶者、扶養親族が同居の特別障害者である場合	53万円																																					
ひとり親控除	合計所得金額500万円以下で現に婚姻していない又は配偶者の生死が不明で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる場合	30万円																																					
寡婦控除	ひとり親控除対象者以外の寡婦や子以外の扶養親族を有する寡婦で合計所得金額500万円以下の場合	26万円																																					
勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得金額が10万円以下の学生	26万円																																					
配偶者控除	あなたと生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の配偶者がいる場合																																						
	<table><tr><th>あなたの合計所得金額 区 分</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>控除対象配偶者</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>老人控除対象配偶者</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table>	あなたの合計所得金額 区 分	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																										
	あなたの合計所得金額 区 分	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																			
	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円																																			
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																																			
※ あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、適用を受けられません。																																							
【同一生計配偶者】 生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族・事業専従者（青色・白色）を除く）で、合計所得金額が48万円以下の人																																							
【控除対象配偶者】（70歳以上（昭和29年1月1日以前生まれ）は老人控除対象配偶者） 同一生計配偶者のうち合計所得金額が1,000万円以下である者の配偶者																																							
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下で、次のア～エの条件をすべて満たす場合、下表のとおり配偶者特別控除の適用を受けられます。 ア あなたの合計所得金額が1,000万円以下であること イ あなたと生計を一にしていること ウ 配偶者が事業専従者（青色・白色）でないこと エ 配偶者がこの控除の適用を受けないこと																																						
	<table><tr><th>あなたの合計所得金額 配偶者の合計所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>48万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr></table>	あなたの合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
	あなたの合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																			
	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																			
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																			
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																			
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																			
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																			
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																			
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																			
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																			

種 類	適用される場合																				
雑損控除	あなたや、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族が、災害や盗難などによる資産の損失を受けた場合 ※ 次のア、イのいずれか多い金額 ア (損害金額－保険金などで補てんされる額)－総所得金額等×1/10 イ 災害関連支出の合計－5万円																				
医療費控除	ア あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合 (支払った医療費)－(保険金などで補てんされる額)－A ※ 上限200万円 A ... 総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない額 イ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を選択する場合 ※ 上限8万8千円 (支払った特定一般用医療薬品等購入費の総額)－(保険金などで補てんされる額)－1万2千円 ※ 医療費控除はアとイのどちらか一方を選択して適用するものであり、両方の控除を併せて適用することはできません。																				
社会保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のためにあなたが社会保険料を支払った金額の合計額																				
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済の掛金、企業型確定拠出年金及び個人型確定拠出年金(iDeCo イデコ)の掛金、心身障害者扶養共済の掛金を支払った金額の合計額																				
生命保険料控除	ア 旧契約分(平成23年12月31日以前) 控除額は旧一般生命保険料・旧個人年金保険料のそれぞれ個別に計算した控除額の合計額 <table><tr><th>支払った保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>15,000円以下</td><td>支払額</td></tr><tr><td>15,000円超 40,000円以下</td><td>支払額×1/2+ 7,500円</td></tr><tr><td>40,000円超 70,000円以下</td><td>支払額×1/4+17,500円</td></tr><tr><td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr></table> イ 新契約分(平成24年1月1日以後) 控除額は新一般生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料のそれぞれ個別に計算した控除額の合計額 <table><tr><th>支払った保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>支払額</td></tr><tr><td>12,000円超 32,000円以下</td><td>支払額×1/2+ 6,000円</td></tr><tr><td>32,000円超 56,000円以下</td><td>支払額×1/4+14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr></table>	支払った保険料	控除額	15,000円以下	支払額	15,000円超 40,000円以下	支払額×1/2+ 7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円	支払った保険料	控除額	12,000円以下	支払額	12,000円超 32,000円以下	支払額×1/2+ 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円
支払った保険料	控除額																				
15,000円以下	支払額																				
15,000円超 40,000円以下	支払額×1/2+ 7,500円																				
40,000円超 70,000円以下	支払額×1/4+17,500円																				
70,000円超	35,000円																				
支払った保険料	控除額																				
12,000円以下	支払額																				
12,000円超 32,000円以下	支払額×1/2+ 6,000円																				
32,000円超 56,000円以下	支払額×1/4+14,000円																				
56,000円超	28,000円																				
※ ア＋イで合計適用限度額は7万円																					
地震保険料控除	控除額は地震保険料、旧長期損害保険料それぞれの個別に計算した控除額の合計額 ※ 限度額は2万5千円 ※ 旧長期損害保険料は、平成18年末までに締結した保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの ※ 地震保険料と旧長期損害保険料の両方の支払いを証明する保険契約は、どちらか一方(地震保険料控除額が多くなる方)のみに該当するものとして計算 <table><tr><th>区分</th><th>支払った保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="2">地震</td><td>50,000円以下</td><td>支払額×1/2</td></tr><tr><td>50,000円超</td><td>25,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">旧長期</td><td>5,000円以下</td><td>支払額</td></tr><tr><td>5,000円超 15,000円以下</td><td>支払額×1/2+2,500円</td></tr><tr><td>15,000円超</td><td>10,000円</td></tr></table>	区分	支払った保険料	控除額	地震	50,000円以下	支払額×1/2	50,000円超	25,000円	旧長期	5,000円以下	支払額	5,000円超 15,000円以下	支払額×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円					
区分	支払った保険料	控除額																			
地震	50,000円以下	支払額×1/2																			
	50,000円超	25,000円																			
旧長期	5,000円以下	支払額																			
	5,000円超 15,000円以下	支払額×1/2+2,500円																			
	15,000円超	10,000円																			

③税額控除

●調整控除

合計課税所得金額や人的控除の適用状況により、所得割額から一定の金額を控除するものです。ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

区 分	調整控除額の算定方法
合計課税所得金額が200万円以下の場合	控除額＝次のア、イのいずれか小さい額×5%（市民税4%・県民税1%） ア 人的控除額の差の合計額 ※1 イ 合計課税所得金額 ※2
合計課税所得金額が200万円超の場合	[人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）] ※3 ×5%（市民税4%・県民税1%）

※1 P4②所得控除のうち人的控除における所得税と個人市・県民税の控除額の差の合計です。

人的控除の種類と差額は下表のとおりです。

※2 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

※3 この金額が5万円未満の場合は5万円とします。

所得税と個人市・県民税の人的控除の差額

控除の種類	差額
基礎控除	5万円
障害者控除	普通 1万円
	特別 10万円
	同居特別 22万円
ひとり親控除	母 5万円
	父 1万円
寡婦控除	1万円
勤労学生控除	1万円
扶養控除	特定 18万円
	老人 10万円
	同居老親等 13万円
	その他 5万円

控 除 の 種 類			あなたの合計所得金額と差額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者	一般		5万円	4万円	2万円
控除	老人		10万円	6万円	3万円
配偶者	配偶者の	48万円超	5万円	4万円	2万円
特別控除	合計所得金額	50万円未満			
		50万円以上	3万円	2万円	1万円
		55万円未満			

●住宅借入金等特別税額控除

平成21年～令和7年までに住宅に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から引ききれなかった額がある場合は、次のいずれか少ない額が個人市・県民税所得割額から控除されます。

ア 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額

イ 所得税の課税総所得金額等の合計額に5%を乗じて得た額（上限97,500円）ただし、平成26年4月から令和3年12月までに入居し、消費税率が8%又は10%の場合は、7%を乗じて得た額（上限136,500円）



●寄附金税額控除

- 次のいずれかに該当する寄附金がある場合は、一定の額が個人市・県民税所得割額から控除されます。
- ア 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金〔ふるさと納税（特例控除対象）〕
※ 令和元年6月1日以後は、総務大臣の指定を受けている自治体に対する寄附金に限ります。
 - イ 静岡県共同募金会、日本赤十字社静岡県支部、都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（特例控除対象外）
 - ウ 静岡県又は浜松市が条例で指定した団体に対する寄附金

【 控除額の計算方法 】

基本控除額 (ア、イ、ウの場合)	(寄附金の合計額 － 2,000円) × (市民税8% ・ 県民税2%) ※ 控除の対象となる 寄附金額は、総所得金額等の30%が上限							
特例控除額 (アの場合のみ加算 される)	(寄附金の合計額 － 2,000円) × (下表の割合) × (市民税4/5 ・ 県民税1/5) ※ 控除額は個人市 ・ 県民税所得割額(調整控除後)の 20 %が上限							
	課税総所得金額－人的控除の差の合計額		割合 (%)		課税総所得金額－人的控除の差の合計額		割合 (%)	
	0円 ～ 1,950,000円		84.895		9,000,001円 ～ 18,000,000円		56.307	
	1,950,001円 ～ 3,300,000円		79.79		18,000,001円 ～ 40,000,000円		49.16	
	3,300,001円 ～ 6,950,000円		69.58		40,000,001円 ～		44.055	
	6,950,001円 ～ 9,000,000円		66.517					
	※ 0円未満又は課税総所得金額がない場合は、この表と異なる割合を用います。							

※ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合は、所得税及び復興特別所得税における控除額に代えて申告特例控除額が加算されます。

●外国税額控除

外国で、その国の所得税などを課された場合には、所得税、個人県民税および市民税の控除限度額の範囲内において、まず、所得税から控除されます。所得税で控除しきれない場合は、個人県民税所得割額から控除され、それでも控除しきれない場合は、個人市民税所得割額から控除されます。

●配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた額が個人市・県民税所得割額から控除されます。

区 分		課税標準額が 1,000万円以下の部分		課税標準額が 1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
剰余金の配当等		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
特定証券	外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
投資信託等	外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

- ※ 配当などの種類によっては、配当控除の適用がない場合があります。
- ※ 申告分離課税を選択したものは、配当控除の適用を受けられません。

●配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

特定配当等や源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡益等について申告があった場合は、個人市・県民税所得割額(税額控除後)から配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。控除しきれない額については均等割額等に充当又は委託納付した後、残額がある場合については、還付等がされます。

4 課税の特例（分離課税）

個人市・県民税の所得割額を計算する場合、前年の所得金額については、原則として全ての所得を合計して計算しますが（総合課税）、土地・建物等の譲渡所得や退職所得などについては、他の所得と区別して、特別な方法で税額を計算する特例があります。（分離課税）

（１）退職所得の課税の特例

退職所得については、他の所得と分離して課税され、退職金の支払者がその支払いをする時に支払額から差し引いて市に納入します。（支払われる年の1月1日にお住まいの市町村）

$$\text{税額} = (\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2(\text{※}) \times 10\% (\text{市民税}6\% \cdot \text{県民税}4\%)$$

※ 下記の場合は2分の1控除が適用されません。

- ・役員等で勤続年数5年以下の場合
- ・役員等以外で勤続年数5年以下の方のうち、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合（300万円を超える部分）

退職所得控除額の算定方法（勤続年数に応じて計算）

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20 年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 障がい者になったことにより退職した場合は、上記控除額に100万円を加算します。

（２）譲渡所得の課税の特例

個人が土地や建物を売った時に課税されるもので、譲渡した年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを長期譲渡、5年以下のものを短期譲渡といい、それぞれの算式により税額を計算します。

●課税譲渡所得金額の算出方法

$$\begin{array}{l} \text{課税短期譲渡所得金額} \\ \text{課税長期譲渡所得金額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{※1} \quad \text{※2} \\ \text{譲渡の収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) \\ \text{必要経費} \end{array} - \begin{array}{c} \text{※3} \\ \text{特別控除額} \end{array}$$

※1 取得費 売った土地や建物を買い入れた時の購入代金や購入手数料

※2 譲渡費用 土地や建物を売るためにかかった仲介手数料や測量費、立退料、取り壊し費用など

※3 特別控除額 政策的に税額を軽減するために設けられた控除で、主なものは下記のとおりです。

譲渡の理由	特別控除額
収用事業のために土地や建物などを譲渡した場合	5,000万円
自分が住んでいる家屋やその敷地を譲渡した場合	3,000万円
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円
農地保有合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円

●譲渡所得の税率

区 分			市民税	県民税	所得税 ※3
長期譲渡 所得	一 般		4.0%	1.0%	15.0%
	優良住宅地等のための譲渡 ※1	2,000 万円以下	3.2%	0.8%	10.0%
		2,000 万円超	4.0%	1.0%	15.0%
	居住用財産の譲渡 ※2	6,000 万円以下	3.2%	0.8%	10.0%
		6,000 万円超	4.0%	1.0%	15.0%
短期譲渡 所得	一 般		7.2%	1.8%	30.0%
	国・地方公共団体に譲渡		4.0%	1.0%	15.0%

※1 市民税の場合、課税譲渡所得金額が2,000万円までは税率が3.2%、2,000万円を超えた部分からの税率は4.0%となります。

※2 ※1と同様に、市民税の場合、6,000万円を超えた部分からの税率は4.0%となります。

※3 併せて基準所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税がかかります。

●譲渡所得の税額の求め方

$$\text{譲渡所得の税額} = \text{課税譲渡所得金額} \times \text{税率}$$

(3) 上場株式等の配当等の課税の特例

平成28年1月1日以後は、上場株式などに加え特定公社債なども「上場株式等」とされ、その利子、配当や譲渡などによる所得が申告分離課税の対象とされます。

上場株式等の配当等については、その支払の際に源泉徴収がされ、申告しないこと（申告不要）を選択することができます。また、申告する場合は、上場株式等の配当等に係る配当所得について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。税率等は下記のとおりとなります。

区 分		確定申告する		確定申告しない
		総合課税選択 (利子所得は選択不可)	申告分離課税選択	申告不要 (源泉徴収のみで終了)
税 率	市民税	8.0%	4.0%	5.0%
	県民税	2.0%	1.0%	
	所得税 ※1	5.0～45.0%累進税率	15.0%	15.0%
配当控除		○	✕	✕
上場株式等の譲渡損失との 損益通算・繰越控除(3年間)		✕	○	✕ ※2
合計所得金額に含まれる		○	○ ※3	✕

※1 併せて基準所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税がかかります。

※2 同一の源泉徴収口座内における取引については、損益通算が可能です。

※3 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算の特例の適用を受けている場合には、その適用後の金額
上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額

（４）株式等の譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の課税の特例

●株式等その他の申告分離課税の所得の税率

区 分	市民税	県民税	所得税 ※1
一般株式等に係る譲渡所得等	4.0%	1.0%	15.0%
上場株式等に係る譲渡所得等	4.0%	1.0%	15.0%
先物取引に係る雑所得等	4.0%	1.0%	15.0%

※1 併せて基準所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税がかかります。

◎ 源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等については、申告しないこと（申告不要）を選択することができます。

5 申告

（１）個人市・県民税の申告

1月1日現在、市内に住所がある人は、原則としてその年の3月15日までに「市民税・県民税申告書」を提出することになっています。ただし、次の人は申告の必要がありません。

ア 所得税の確定申告をした人

イ 前年の所得が給与所得のみの人（ただし、給与支払報告書が提出されていない人や、雑損控除・医療費控除などの適用を受けようとする人は、申告書の提出が必要です。）

ウ 前年の所得が公的年金等に係る所得のみの人（ただし「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の控除（生命保険料控除、医療費控除など）を受けようとする人は申告書の提出が必要です。）

エ 市民税が非課税となる人（ただし、税証明が必要な方や各種手続きの関係で、申告書の提出が必要となる場合があります。）

※ 令和6年1月1日現在浜松市に居住し、令和5年中に収入がなく、基礎控除のみの申告の方はオンライン申告が可能です。浜松市のホームページ（「手続き・暮らし」→「税金」→「税金インデックス」→「令和6年度 市民税・県民税申告の電子申請」）に掲載されていますのでご利用ください。

（２）所得税の確定申告

毎年3月15日までに、前年の所得を、所管する税務署に確定申告します。ただし、次の人は申告の必要がありません。

ア 給与所得者（ただし、給与等の収入金額が2,000万円超の人、給与所得以外の所得が20万円超の人等は申告が必要です。）

イ 公的年金等収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人

※ 確定申告が不要な人でも、医療費控除、生命保険料控除等の控除の追加による所得税の還付を受ける場合や、前年からの損失の繰越控除の適用を受ける場合等は、申告が必要です。

（３）給与支払報告書の提出

会社などが前年中に従業員に給与を支払った場合は、毎年1月31日までに給与支払報告書を作成して、従業員の住所所在の市区町村へ提出します。

6 納税の方法

納税には、普通徴収と特別徴収の方法があり、市民税と県民税、森林環境税を併せて納めます。

（１）普通徴収

自営業の人などは、市から送付される納税通知書（納付書）により、通常年4回（6月・8月・10月・翌年の1月）に分けて納めていただきます。これを普通徴収といいます。

●納付方法

ア 口座振替払い

①納税通知書 ②預貯金通帳 ③印鑑(通帳使用印)を持参して、振替を希望する金融機関で手続きをしてください。

イ 金融機関やコンビニ等の窓口での納付

詳細は納付書裏面の納付場所をご確認ください。

ウ スマホでの納付

スマートフォン決済アプリまたは地方税お支払いサイト(クレジット納付やネットバンキング等)で納付できます。

※ 詳細は、税務総務課(Tel053-457-2261)までお問合せください。

(2) 給与からの特別徴収

前年中に給与の支払いを受けた人で、年度の初日(4月1日)において給与の支払いを受けている人は、原則として給与から税額が差し引かれます。

●徴収方法

会社などの給与支払者(特別徴収義務者)が6月から翌年の5月までの各月の給与から税額を徴収し、翌月10日までに納めていただきます。なお、納税義務者へは給与の支払者を通じて税額を通知します。

●年の途中で退職した場合

給与から個人市・県民税・森林環境税を特別徴収されていた人で、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、退職した月の翌月以降の個人市・県民税・森林環境税は普通徴収の方法によって納めていただきます。ただし、次のような場合には特別徴収されることとなります。

ア 6月1日から12月31日までの間に退職した人で、翌年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が残りの個人市・県民税・森林環境税の金額を超え、かつ、特別徴収されることを給与支払者に申し出た場合

イ 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した人で、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が残りの個人市・県民税・森林環境税の金額を超える場合

(3) 公的年金からの特別徴収

年度の初日(4月1日)現在、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人は、公的年金等の所得に対する税額が公的年金の支払額から差し引かれます。ただし、浜松市の介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人、老齢基礎年金等の年額が18万円未満の人、特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える人は特別徴収の対象となりません。

●徴収方法

ア 前年度に引き続き公的年金から特別徴収される人

納付方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度 年税額の1/6	前年度 年税額の1/6	前年度 年税額の1/6	年税額から4月・6月・8月に 引き落とした額を差し引いた残額		
				1/3	1/3	1/3

イ 新たに公的年金から特別徴収される人、又は再開される人

納付方法	普通徴収(納付書又は口座振替)		特別徴収(本徴収)		
納付月	第1期	第2期	10月	12月	2月
納付額	年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6

※ 表中の年税額は、公的年金等の所得に対する税額です。

●公的年金からの特別徴収が停止される場合

年金の支給が停止となった場合や市外に転出した場合などは、公的年金からの特別徴収が停止となり、残りの税額は普通徴収(納付書又は口座振替)にて納めていただくことになります。

7 個人市・県民税・森林環境税の税額の計算例

モデルケースで税額を計算してみましょう。

【ケース①】

家族構成 … 夫婦（夫 75 歳・妻 71 歳で所得なし）
 前年中の収入… 年金収入 2,550,000 円
 不動産収入 1,500,000 円（必要経費 500,000 円）
 前年中の支払 … 社会保険料 200,000 円、旧一般生命保険料 100,000 円



● 税額の計算

- ① 年金収入から年金所得を計算します。2,550,000 円－1,100,000 円＝ 1,450,000 円 …P3 参照
 ② 不動産収入から不動産所得を計算します。1,500,000 円－500,000 円＝ 1,000,000 円

年金収入 2,550,000円		不動産収入 1,500,000円	
年金所得 1,450,000円	年金所得控除額 1,100,000円	不動産所得 1,000,000円	必要経費 500,000円

- ③ 所得金額の合計額を求めます。
 1,450,000 円（年金所得）＋1,000,000 円（不動産所得）＝2,450,000 円
 ④ 所得金額から所得控除額を控除します。2,450,000 円－1,045,000 円＝1,405,000 円 …P2～5 参照

所得金額 2,450,000円	
課税標準額 1,405,000円	所得控除額計 1,045,000円
	・ 社会保険料控除 200,000円
	・ 生命保険料控除 35,000円
	・ 配偶者控除(老人) 380,000円
	・ 基礎控除 430,000円

- ⑤ 市民税と県民税の所得割額をそれぞれの税率で計算します。 …P2 参照

課税標準額 1,405,000円	× 市民税8%＝ 112,400円
	× 県民税2%＝ 28,100円

- ⑥ 調整控除額を計算します。合計課税所得金額が 200 万円以下の場合は、合計課税所得金額（1,405,000 円）と所得税との人的控除額の差額（配偶者控除 100,000 円、基礎控除 50,000 円の合計 150,000 円）のいずれか小さい額に控除率を乗じます。 …P6 参照
 市民税 150,000 円×4%＝ 6,000 円
 県民税 150,000 円×1%＝ 1,500 円

- ⑦ 定額減税額を計算します。
 本人 10,000 円＋配偶者 10,000 円＝20,000 円
 県民税 20,000 円×0.2＝4,000 円
 市民税 20,000 円－4,000 円＝16,000 円

- ⑧ ⑤で算定した所得割額から、⑥で算定した調整控除および⑦で算定した定額減税額を差し引いて、均等割額を加えます。
 市民税 112,400 円－6,000 円－16,000 円＋3,000 円（均等割額）＝ 93,400 円
 県民税 28,100 円－1,500 円－ 4,000 円＋1,400 円（均等割額）＝ 24,000 円

- ⑨ 個人市・県民税・森林環境税の税額は

118,400 円（市民税 93,400 円・県民税 24,000 円・森林環境税 1,000 円） となります。

年税額のうち、前年の公的年金等の所得に係る市民税・県民税は公的年金から差し引かれます。 ※P11参照
それ以外の所得に係る市民税・県民税は普通徴収となり、ご自身で金融機関等で納めていただきます。

① 市民税・県民税・森林環境税の年税額

年税額(①から③の合計)	118,400 円
①普通徴収税額	100,000 円
②公的年金からの特別徴収税額	18,400 円
③給与からの特別徴収税額	

② 徴収方法ごとの内訳

① 普通徴収

期別	納期限	税額	充当又は差引納付額	差引納付額
第1期	令和6年7月1日	25,000 円	0 円	25,000 円
第2期	令和6年9月2日	25,000 円	0 円	25,000 円
第3期	令和6年10月31日	25,000 円	0 円	25,000 円
第4期	令和7年1月31日	25,000 円	0 円	25,000 円

口座振替をご利用されている方は、指定の金融機関の情報が表示されます。

振替口座	
金融機関名	
口座名称人	
預行金種別	口座番号
	納付方法

② 公的年金からの特別徴収

今年度の特別徴収税額		本年度の仮徴収税額	
徴収月	税額	徴収月	税額
令和6年4月	4,000 円	令和6年10月	0 円
令和6年6月	4,000 円	令和6年12月	0 円
令和6年8月	4,000 円	令和7年2月	6,400 円

※翌年度に年金から差し引かれる各徴収月の税額の内訳です。

翌年度の仮徴収税額	
徴収月	税額
令和7年4月	6,400 円
令和7年6月	6,400 円
令和7年8月	6,400 円

特例徴収を行う公的年金の支払者の名称・種類

支払者の名称	厚生労働大臣	(法人番号) 5000012070001
公的年金の種類	老齢基礎年金	

市民税・県民税・森林環境税 課税明細

収入・所得・特別控除・繰越控除

項目	金額	単位
不動産	1,000,000	円
年金収入	2,550,000	円
年金所得	1,450,000	円
		円
		円
		円
		円
合計所得金額	2,450,000	円
繰越控除		円
繰越控除等	2,450,000	円

所得控除額

項目	金額	単位
社会保険料	200,000	円
生命保険料	35,000	円
配偶者・扶養	380,000	円
		円
		円
基礎控除	230,000	円
所得控除合計額	1,025,000	円

本人該当区分

区分	該当
勤労学生	
障害者	
高齢者	
その他	

扶養親族該当区分

区分	該当
同一世帯に同居する親族	
一定の所得制限あり	
その他の親族	
その他	
特別優遇対象	

納税者ご本人が該当する欄に【*】が表示されます。

扶養親族の内訳が表示されます。

課税標準額・税額明細

区分	課税標準額
	1,405,000 円

区分	市民税	県民税
A 算出所得割合計	112,400 円	28,100 円
B 所得控除等	6,000 円	1,500 円
C 税額控除等	18,000 円	4,900 円
D 配当割戻・株式譲渡所得割戻		
E 所得割額	90,400 円	22,600 円
F 均等割額	3,000 円	1,400 円
G 森林環境税		1,000 円
年税額 [E+F+G]	118,400 円	

税額控除等明細

項目	金額	単位
配当割戻		円
住宅借入金等特別控除		円
寄附金控除		円
外国為替換算損失		円
災害損失		円
所得割額		円
均等割額		円

算出所得割額の合計額から控除される税額控除額等です。
※住宅ローン、ふるさと納税等による税額控除はここに表示されます。

※この表は、住民税の計算に使用するための参考資料であり、実際の税金の額は、市町村の税務課で決定されます。

【ケース②】

家族構成 ... 夫婦と子供2人（夫50歳・妻47歳・子は20歳と17歳、妻子は所得なし）

前年中の収入... 給与収入5,000,000円

前年中の支払 社会保険料500,000円

旧一般生命保険料200,000円、旧個人年金保険料100,000円

● 税額の計算

- ① 給与収入から給与所得を計算します。 $(5,000,000 \text{円} \div 4 \times 3.2) - 440,000 \text{円} = 3,560,000 \text{円}$...P3参照

給与収入 5,000,000円	
給与所得 3,560,000円	給与所得控除額 1,440,000円

- ② 所得金額から所得控除額を控除します。 $3,560,000 \text{円} - 2,110,000 \text{円} = 1,450,000 \text{円}$...P2～5参照

所得金額 3,560,000円	
課税標準額 1,450,000円	所得控除額計 2,110,000円
	・ 社会保険料控除 500,000円
	・ 生命保険料控除 70,000円
	・ 配偶者控除 330,000円
	・ 扶養控除(特定) 450,000円
	・ 扶養控除(一般) 330,000円
	・ 基礎控除 430,000円

- ③ 市民税と県民税の所得割額をそれぞれの税率で計算します。 ...P2参照

課税標準額 1,450,000円	× 市民税8% = 116,000円
	× 県民税2% = 29,000円

- ④ 調整控除額を計算します。合計課税所得金額が200万円以下の場合、合計課税所得金額（1,450,000円）と所得税との人的控除額の差額〔配偶者控除50,000円、扶養控除（特定）180,000円、扶養控除（一般）50,000円、基礎控除50,000円の合計330,000円〕のいずれか小さい額に控除率を乗じます。

市民税 $330,000 \text{円} \times 4\% = 13,200 \text{円}$

県民税 $330,000 \text{円} \times 1\% = 3,300 \text{円}$

...P6参照

- ⑤ 定額減税額を計算します。

本人 10,000円 + 配偶者 10,000円 + 扶養親族2人 20,000円 = 40,000円

県民税 $40,000 \text{円} \times 0.2 = 8,000 \text{円}$

市民税 $40,000 \text{円} - 8,000 \text{円} = 32,000 \text{円}$

- ⑥ ③で算定した所得割額から④で算定した調整控除および⑤で算定した定額減税額を差し引いて、均等割額を加えます。

市民税 $116,000 \text{円} - 13,200 \text{円} - 32,000 \text{円} + 3,000 \text{円} \text{（均等割額）} = 73,800 \text{円}$

県民税 $29,000 \text{円} - 3,300 \text{円} - 8,000 \text{円} + 1,400 \text{円} \text{（均等割額）} = 19,100 \text{円}$

- ⑦ 個人市・県民税・森林環境税の税額は

93,900円（市民税73,800円・県民税19,100円・森林環境税1,000円）となります。

●市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書の見方

税額算定の基礎となる金額で、総所得金額①から所得控除合計②を差し引いた金額です。(千円未満切捨て)

所得	給与収入	5,000,000	主たる給与以外の合算所得区分	農業所得	林業所得	不動産所得	配当所得	雑所得	雑所得
給与所得(所得金額調整控除後)	3,560,000								
その他の所得計									
総所得金額①			3,560,000						

所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤			
医療費			配偶者		330,000	
社会保険料	500,000		配偶者特別			
小規模企業共済			扶養		780,000	
生命保険料	70,000		基礎		430,000	
地震保険料			所得控除合計②		2,110,000	
(摘要)						
市住宅控除額 円 県住宅控除額 円 市寄附控除額 円 県寄附控除額 円 定額減税 個人住民税減税控除済額 40,000円、控除外額 0円						

住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、定額減税の適用がある場合は、控除額(定額減税は控除済額)が表示されます。
 定額減税の対象者のうち、所得割額から控除しきれない額が「控除外額」に表示されます。控除外額が1円以上の方は、調整給付金の支給が見込まれますので、7月下旬に発送される調整給付金支給確認書にてご確認ください。
 ※給与所得に係る特別徴収と普通徴収や公的年金に係る特別徴収の併用の場合
 令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の決定・変更通知書で確認することができる定額減税等の金額は、給与特別徴収分のみで算出した金額です。個人で納付する分を含めた全体での定額減税等の金額は、6月中旬に発送する令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書でご確認ください。

税額	市民税	税額算定前所得割額①	116,000	調整除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、寄附金税額控除および定額減税控除の合計額が表示されます。	<table border="1"> <tr><th colspan="2">納付額</th></tr> <tr><td>6月分</td><td>0</td></tr> <tr><td>7月分</td><td>8,900</td></tr> <tr><td>8月分</td><td>8,500</td></tr> <tr><td>9月分</td><td>8,500</td></tr> <tr><td>10月分</td><td>8,500</td></tr> <tr><td>11月分</td><td>8,500</td></tr> <tr><td>12月分</td><td>8,500</td></tr> <tr><td>1月分</td><td>8,500</td></tr> <tr><td>2月分</td><td>8,500</td></tr> <tr><td>3月分</td><td>8,500</td></tr> <tr><td>4月分</td><td>8,500</td></tr> <tr><td>5月分</td><td>8,500</td></tr> </table>	納付額		6月分	0	7月分	8,900	8月分	8,500	9月分	8,500	10月分	8,500	11月分	8,500	12月分	8,500	1月分	8,500	2月分	8,500	3月分	8,500	4月分	8,500	5月分	8,500
		納付額																													
		6月分	0																												
	7月分	8,900																													
	8月分	8,500																													
	9月分	8,500																													
	10月分	8,500																													
	11月分	8,500																													
	12月分	8,500																													
	1月分	8,500																													
	2月分	8,500																													
	3月分	8,500																													
	4月分	8,500																													
	5月分	8,500																													
	税額控除額⑤	45,200																													
所得割額⑥	70,800																														
県民税	税額算定前所得割額①	29,000																													
	税額控除額⑤	11,300																													
	所得割額⑥	17,700																													
均等割額⑦	1,400																														
森林環境税額⑧	1,000																														
特別徴収税額⑨	93,900																														
控除不足額⑩	0																														
既充当・既委託納付額⑪	0																														
既納付額⑫	0																														
差引納付額⑬⑭⑮⑯	93,900																														
変更前税額⑰	0																														
増減額(⑨-⑬)	0																														
変更月	月																														

給与から差し引く方法(特別徴収)で納めていただく税額です。6月分(定額減税の対象者は7月分)の給与から特別徴収を開始し、翌年の5月までの計12回(定額減税の対象者は計11回)でお納めいただきます。

8 税制改正のお知らせ ～令和6年度から適用される主な改正点～

(1) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

令和6年度分(令和5年分の所得)の申告から、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式について、市民税・県民税と所得税で一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。

※選択する課税方式によっては市民税・県民税の合計所得金額が増加し、国民健康保険料や介護保険料などの算定に影響がでる場合があります。

(2) 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和6年度分(令和5年分の所得)の申告から、30歳以上70歳未満の国外居住親族で、次のアからウのいずれにも該当しない者については、控除対象扶養親族及び非課税限度額の算定の対象となる扶養親族から除外されることとなりました。

- ア. 留学により国外居住者となった者
- イ. 障がい者
- ウ. 納税義務者から生活費又は教育費として年38万円以上の金銭を受け取っている者

（３）森林環境税（国税）の課税開始

平成 31 年 3 月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により、令和 6 年度から、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、森林環境税（国税）が課税されます。この税は国内に住所のある個人に対して課税されるもので、市町村において個人住民税均等割と併せて一人年額千円を賦課徴収するものです。その収額の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

（４）個人市・県民税における定額減税

賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和 6 年度分個人市・県民税について定額減税が実施されます。

●定額減税の対象者

令和 6 年度分の個人市民税・県民税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下で所得割が課税される方

※ 個人市民税・県民税は前年の所得に課税されるため、令和 5 年中の所得金額で判定され、給与所得者の場合は給与収入が 2,000 万円以下の場合に対象となります。

●減税（特別控除）される金額

納税義務者の令和 6 年度分個人市民税・県民税の税額控除後の所得割額から、以下の合計額が減税されます。

納税義務者（本人） 1万円 + 同一生計配偶者 ※ 国外居住者を除く 1万円 + 扶養親族 ※ 国外居住者を除く ※ 1万円

※ 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については、令和 7 年度分の所得割額から減税されます。

●定額減税の実施方法

ア 給与所得に係る特別徴収（給与天引き）の方

令和 6 年度 6 月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和 6 年 7 月分から令和 7 年 5 月分の 11 か月で徴収することとなります。

イ 事業所得者等普通徴収（納付書や口座振替等）の方

第 1 期分（令和 6 年 6 月分）の税額から控除し、第 1 期分から控除しきれない場合は、第 2 期分（令和 6 年 8 月分）以降の税額から、順次控除します。

ウ 公的年金等の所得に係る特別徴収（年金天引き）の方

令和 6 年度が年金天引き開始（初年度）の方は、第 1 期分（令和 6 年 6 月分）から控除し、控除しきれない場合は第 2 期分（令和 6 年 8 月分）から順次控除します。

令和 6 年度が年金天引き 2 年目以降の方は、10 月支払分の年金より年金天引きされる税額から、特別控除を行い、控除しきれない場合は 12 月支払分以降の税額から順次控除します。

令和 6 年度の税制改正の詳細については、以下のリンクからご確認ください。



（総務省税制改正）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html

ワンポイントアドバイス

定額減税と定率減税とは？

「定額減税」... 納税者から一律に一定額を減税する仕組みのこと

「定率減税」... 納税者から一定率を減税する仕組みのこと

※ 定率減税では、高所得者で納税額が大きい納税者ほど減税額が大きくなり、高所得者に有利となる制度です。これに対して定額減税では納税額にかかわらず減税幅は一律のため、一律に恩恵を受けることができます。

9 Q&A（お答えします）

Q 年の途中で引越しをした場合は、どちらの市へ納めるのでしょうか？

私は、今年の3月に浜松市からA市に引越しをしました。ところが、6月に浜松市から個人市・県民税・森林環境税の納税通知書が送られてきました。なぜ、現在生活しているA市からではないのですか？

A 個人市・県民税・森林環境税は、その年の1月1日現在に住んでいる人に対して、前年中の所得をもとに1年分を課税することとなっています。あなたの場合は、その年の1月1日は浜松市に住んでいたため、現在はA市に住んでいても、浜松市へ納税することとなります。

Q 会社を退職したのですが、その後の納税方法はどうすればよいのですか？

私はサラリーマンで、個人市・県民税・森林環境税は給与天引きにより納めていました。今年の7月末で会社を退職します。退職後はどのようにして残りの市・県民税・森林環境税を納めればよいのでしょうか？

A 個人市・県民税・森林環境税の給与引き去り（特別徴収）は、前年中の所得をもとに計算した税額を6月から翌年の5月にかけて勤務先を通じて納めていただくものです。あなたの場合は、退職のため8月分から翌年の5月分までを給料から引き去りできないため、改めてお送りする納税通知書で納めていただくことになります。なお、1月1日以降に退職される場合は、勤務先の最終の給与または退職金から一括徴収されることになっています。

Q 亡くなった方の個人市・県民税・森林環境税はどうなるの？

私の父は、令和6年2月に亡くなりました。昨年中に父が得た所得に対して、令和6年度の個人市・県民税・森林環境税がかかるのでしょうか？また、かかる場合は、誰が納めることになるのですか？

A 個人市・県民税・森林環境税はその年の1月1日現在、浜松市に住所のある人で前年の所得が一定の額以上の人は課税されます。お父様の前年の所得が一定額以上であれば、令和6年度の個人市・県民税・森林環境税（その年度分）が課税されることとなります。その場合は、相続人の方が代わって納めることになります。

Q 収入は公的年金のみで金額は400万円以下ですが、申告が必要ですか？

私は、年金受給者で去年まで確定申告をしていました。税務署で前年分の確定申告をしようとしたところ、「確定申告は不要ですが、浜松市に市民税・県民税の申告が必要です。」と言われました。浜松市に申告をしなければいけませんか？

A 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である人は、所得税の確定申告は不要です。ただし、医療費控除等で所得税の還付を受ける場合などは確定申告が必要となります。

個人市・県民税において、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除（配偶者・障害者・扶養・社会保険料など）と異なる内容で控除を受ける場合や前年中に支払った医療費や生命保険料などの控除を受ける場合には、浜松市へ個人市・県民税の申告が必要となります。

個人市・県民税の申告に必要な持ち物は、公的年金等の源泉徴収票、支払った保険料の領収書・控除証明書、医療費控除の明細書、マイナンバーカードなどです。

10 市税の証明が欲しい場合

(1) 主な税務証明の種類と証明手数料

種 類	手数料	内容及び注意点
市民税・県民税所得証明書 ※1	350円	収入(給与・年金のみ)、所得の内容
所得証明書《児童手当用》	350円	所得額及び児童手当申請に必要な控除内容
所得証明書《(特別)児童扶養手当用》	350円	所得額及び(特別)児童扶養手当申請に必要な控除内容
市民税・県民税課税証明書 ※1	350円	収入(給与・年金のみ)、所得・控除・税額の内容
納税証明書	350円	納付済額・未納額の内容
車検用軽自動車税納税証明書	無料	標識番号・有効期限など ※ 委任状は不要
法人所在地証明書	350円	所在地・法人名称 ※ 委任状は不要
土地・家屋 評価(価格)証明書	350円	所在地・価格(評価額)など
土地・家屋 課税(公課)証明書	350円	所在地・価格(評価額)・課税標準額・税相当額など

※1 証明書コンビニ交付サービスを利用すると所得証明書と課税証明書の2種類の証明書の手数料が350円から150円に減額されます。窓口での取得の際にマイナンバーカードの提示による手数料減額措置は令和5年10月1日をもって終了いたしました。

(2) 窓口で取得(平日)

区 分	内 容
申請できる人	本人 現在浜松市内で同居している同一世帯の親族 前述以外の代理人による申請は、委任状又は代理人選任届出(法人からの委任は法人代表者印の押印)を持参した人(一部不要な証明あり)
必要なもの	窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・在留カードなどの顔写真付きのものは1点、保険証などは2点提示が必要) 法人からの申請の場合は法人代表者印(委任状等持参の場合は不要) 代理人による申請の場合は委任状又は代理人選任届出 証明手数料
交付時間と窓口	交付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで 各区の区民生活課(天竜区は税務グループでも可能) 行政センターの区民生活課(北行政センターは税務グループでも可能) 協働センター(中部・西部・南部・北部・雄踏・可美・細江を除く) 支所、ふれあいセンター(二俣・光明を除く) 市民サービスセンター 本庁舎 1 階 区民生活課証明受付 3 階 税務総務課 元目分庁舎 2 階 市民税課(所得証明書・課税証明書・法人所在地証明書) 3 階 資産税課(土地・家屋評価証明書、土地・家屋課税証明書) 4 階 収納対策課(納税証明書)

(3) コンビニ交付サービス

区 分	内 容
利用できる人	マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書搭載)の交付を受けた本人 利用日に浜松市に住民登録があり、市民税・県民税の情報がある人(転出等 の場合、一部対応できないことがあります。)
必要なもの	マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書搭載のもの) 利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号 証明手数料
利用方法	店舗に設置されているマルチコピー機で、お客様がマイナンバーカードを 用いて画面を操作し、必要な年度・枚数・種類を選択して取得します。
取り扱う税務証明書	市民税・県民税所得証明書及び課税証明書
利用時間と取扱い店舗	午前6時30分から午後11時まで 12月29日から翌年1月3日までとシステムの休止日は利用できません。 セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン(本州・四国のみ)、 ウエルシア薬局(市外一部店舗のみ)、マックスバリュ東海、遠鉄ストア(笠井店)

(4) 郵便による交付申請

転出等で、浜松市に取りに来られない場合は、郵便で申請することができます。申請方法は浜松市のホームページ(「手続き・暮らし」→「税金」→「税務証明」)に掲載されていますのでご覧ください。

なお、郵送される前に浜松市で証明が交付可能か確認の電話(053-457-2144)をお願いします。



(税務証明) <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kurashi-tetsuzuki/zeikin/mozeshome/index.html>

(5) オンラインによる交付申請

マイナンバーカード、スマートフォンをお持ちでクレジット決済が可能な方はオンラインで申請することができます。申請方法は浜松市のホームページ(「手続き・暮らし」→「税金」→「税務証明」→「税務各種証明書(個人)」)に掲載されていますのでご覧ください。

なお、オンライン申請される前に浜松市で証明が交付可能か確認の電話(053-457-2144)をお願いします。



(税務各種証明書_個人) <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminze/zei/syounaikojin.html>

11 その他の税金

(1) 浜松市の税金(個人市民税を除く)



税の種類		内 容	担当課・グループ	電話番号(浜松053)
法人市民税		事務所や事業所などがある法人等にかかる税です。	市民税課 法人・事業所税グループ	457-2152
事業所税		道路、公園などの都市環境の整備及び改善に充てるために設けられた目的税で、市内で事業を行う法人又は個人にかかる税です。		
軽自動車税	種別割	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対してかかる税です。	市民税課 軽自動車税グループ	457-2077
	環境性能割	軽自動車を取得した際、取得額に応じてかかる税です。		
市たばこ税		国産たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。	市民税課 管理グループ	457-2144
入湯税		環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設などの整備や観光の振興のために設けられた目的税で、鉱泉浴場の入湯行為に対してかかる税です。		
鉱産税		鉱物の採掘をおこなった場合、その鉱物の価格に対してかかる税です。		
固定資産税		土地・家屋・償却資産(これらを固定資産という)に対してかかる税です。	資産税課	中央区 浜名区 (旧浜北区)
				457-2155
				浜名区 (旧浜北区を除く)
				523-2879 (北行政センター内)
				天竜区
				922-0015 (天竜区役所内)
				償却資産
				全区
				457-2156
都市計画税		都市計画事業等に充てるための目的税で、市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税です。	資産税課	固定資産税(土地・家屋)の対象となる区の電話番号へおかけください。

(2) 静岡県の税金

税の種類		内 容
県民税		・個人の県民税…県内に住所がある人等に課税 ・法人の県民税…県内に事務所・事業所を持っている法人等に課税
もり 森林づくり県民税		「森の力」を回復するための費用に充てるため、個人県民税均等割に上乗せして徴収されます。（年額400円、P2税額の算出方法参照）
事業税		個人又は法人が行う事業の所得について課税されます。
地方消費税		取引の各段階で課税されるもので、商品の購入などの時に消費者が負担します。
不動産取得税		土地や家屋といった不動産の取得に対して課税されます。
県たばこ税		国産たばこの製造者等が県内の小売販売業者に売り渡したたばこに対して課税。
ゴルフ場利用税		ゴルフ場の利用について、その利用者に対して課税されます。
自動車税	種別割	自動車（軽自動車税を除く）の所有者に対して課税されます。
	環境性能割	自動車を取得した際に自動車の燃費性能等に応じて課税されます。
鉦区税		4月1日現在における鉦業権者に対して課税されます。
狩猟税		狩猟者の登録を受ける者に対して課税されます。
核燃料税		原子力発電に使われる核燃料に対して課税されます。
軽油引取税		軽油の引取りに対して、その引取りを行った者に課税されます。

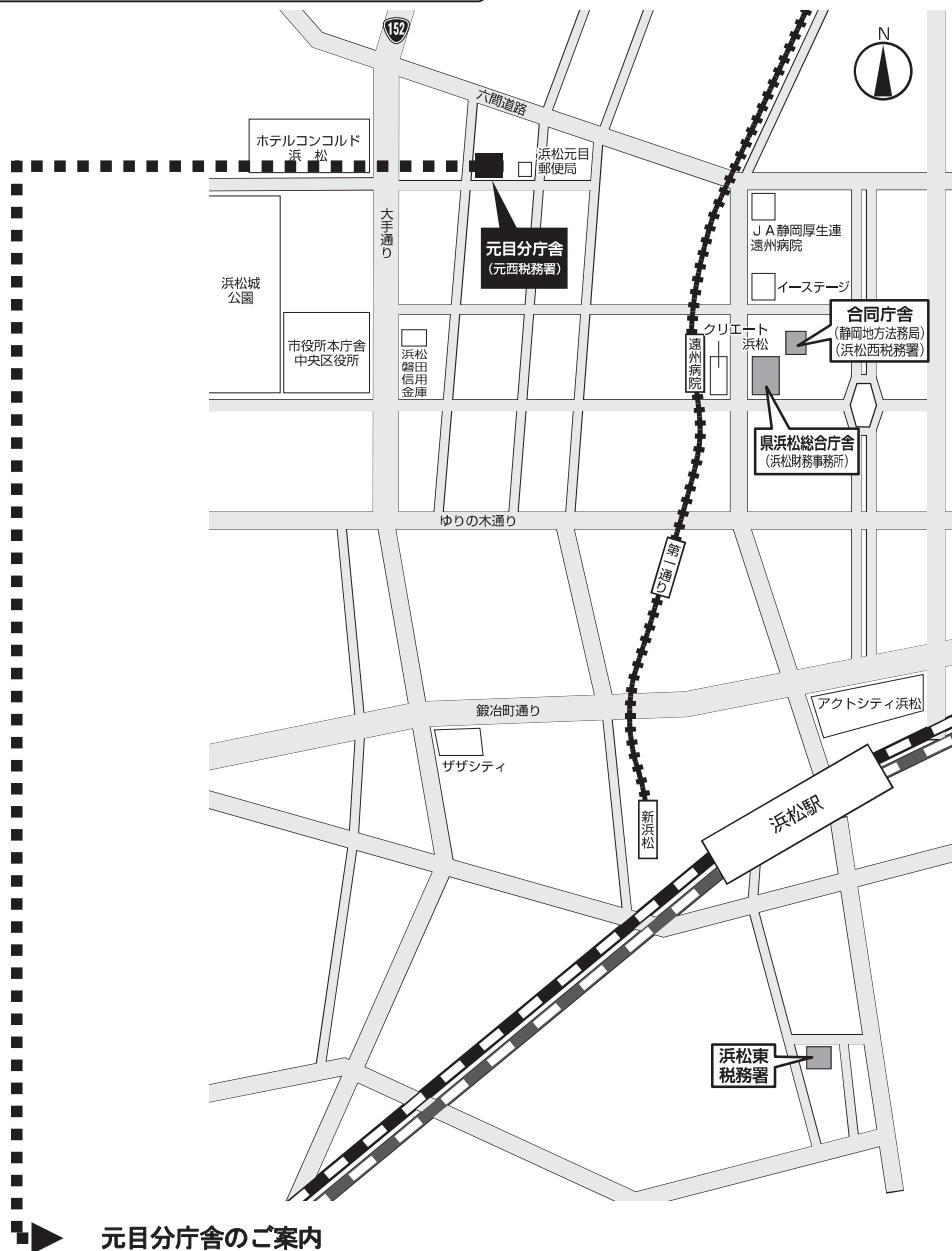
- **お問合せ** ・ **浜松財務事務所** 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目 12 番 1 号 TEL市外局番 053
自動車税 458-7132、法人 458-7141、個人 458-7142、不動産 458-7146、間税 458-7149

(3) 国の主な税金

税の種類	内 容
所得税	個人の所得に課税されます。
法人税	株式会社等の法人の所得に課税されます。
相続税	相続や遺贈によって財産を取得した人に課税されます。
贈与税	個人から贈与によって財産を取得した人に課税されます。
消費税	事業者の商品やサービスなどの提供に課税されます。
酒税	清酒・ビール・ウイスキーなどの酒類に課税されます。
揮発油税	自動車燃料用のガソリンなどに課税されます。
石油ガス税	自動車燃料用のプロパンガスに課税されます。
印紙税	契約書や受取書などを作成するときに課税されます。
登録免許税	不動産・船舶・会社などの登記や登録をするときに課税されます。
自動車重量税	自動車の車検を受けるときなどに、自動車の重量に応じて課税されます。

- **お問合せ**
 ・ **浜松西税務署（中央区の一部、浜名区の一部）**
 〒430-8585 浜松市中央区中央一丁目 12 番 4 号 浜松合同庁舎 2～4 階 TEL053-555-7111（代）
 ・ **浜松東税務署（中央区の一部、浜名区の一部、天竜区）**
 〒430-8667 浜松市中央区砂山町 1183 番地 TEL053-458-1111（代）

施設案内図



階数	課 名	主な取扱業務
4階	収納対策課	税金の納付・納税の相談・税証明（納税）
3階	資産税課	税証明（評価・課税）・閲覧（名寄帳）・固定資産税・都市計画税
2階	市民税課	税証明（課税・所得）・個人市民税・市たばこ税・入湯税・鉦産税
1階	市民税課	軽自動車税・特別徴収・法人市民税・事業所税
	税務総務課	税務総括・固定資産評価審査委員会

発行・編集 令和6年4月1日

浜松市財務部市民税課 管理グループ

〒430-0948 浜松市中央区元目町120-1 元目分庁舎

電 話 053-457-2144 F A X 053-472-6910

E-mail shiminze@city.hamamatsu.shizuoka.jp